

# ＜明治乳業不当労働行為・差別事件＞

## 実質審理の開始を前提に「進行協議」を行う

11年間の凍結状態を脱却し、実質審理の開始と早期救済命令を求めて闘っている、明治乳業全国事件（9事業所、32名）。この間、8回に及ぶ調査期日を重ねる中で、準備書面（8）迄を提出し、事件の全体像や、事業所別の不当労働行為・差別に関する主張を行い、審理開始に抵抗する明治乳業との攻めぎ合いを展開してきました。

申立人ら準備書面に対する会社の認否・反論はいまだに無いが、公益委員の審査指揮により、認否の書面提出が会社に求められ、同時に、実質審理に向かう為の「審理の枠組み」や、争点整理などでの進行協議が設定され、第一回協議が11月19日に開催されました。申立人らは、早期審理開始を求める立場から、立証計画書を提出し、総論2名、各論9名（各事業所1名）の証人申請を行いました。又、労働委員会が正確な判断を行う為にも、会社に対し集団間の格差（差別）の実態など、賃金・

昇格に関する資料開示を求めることの必要性も書面で提出しました。公益委員は、改めて申立人ら主張に対する会社の認否・反論を求め、08年1月中の書面提出を確認しました。

申立人らは、賃金資料など、会社に開示を求める書面提出を年内に予定。いよいよ、全国事件も、08年2月12日（15時～）開催の第2回進行協議を踏まえ、遅くない時期に証人審尋が見通せる段階に到達しました。申立人らは、「こんな典型的な不当労働行為・差別事件の免罪は許されない！」のおもいで、全国各地で運動を進め、「08年が都労委の重要な局面の年」の決意で頑張っています。



## 過去の累積された格差の是正は労働委員会の裁量で

市川工場事件の東京高裁判決は、「控訴棄却」の許しがたい結論ですが、その内容では、不当労働行為の判断要件を踏まえた事実認定・判断が随所で行われました。特に、累積された格差是正に関して、「そうすると、過去に行われた不利益取扱いの累積された結果としての格差につき、救済対象行為に対する救済の内容に取り込んで、その是正を図ることが、労働委員会の裁量によっておこなえるもの・・・」（判決57から58頁）と判断したことは重要

です。不当にも判決は、10年以上も救済年度から遡ることを理由に、「時間的な隔たりがあまりにも大きい」等と、この種事件の判例・命令にも反する判断基準を作り、格差（差別）を認定しながら救済措置を放棄したのです。

労働委員会の裁量権が、労働三権を侵害する使用者の不当労働行為を厳しく断罪し、実質的な救済措置（原状回復）の為にこそ、發揮される事が強く求められます。

明治乳業争議支援共闘会議

連絡先 江東区労連 03-5606-5285 明治乳業争議団 047-332-5698

ホームページ <http://ms-64.web.infoseek.co.jp/>

07年12月18日

東京争議団共闘会議 〒107-0005 豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館503内

TEL&FAX 03-5395-3245 <http://www.tokyo-s.org> [mail@tokyo-s.org](mailto:mail@tokyo-s.org)